

いきいき茨城ゆめ国体桜川市売店設置要項

1 趣 旨

この要項は、桜川市で開催されるいきいき茨城ゆめ国体及びいきいき茨城ゆめ国体競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の便宜を図るため、いきいき茨城ゆめ国体桜川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店（以下「売店」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所及び期間

売店の設置場所は、原則として競技会場に設置することとし、設置期間は、公式練習日から競技終了日までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

3 開設時間

売店の開設時間は、原則として公式練習日は午前8時から午後4時までとし、競技実施日については午前8時から種目別表彰式・閉会式終了までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 出店数、出店位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が現地の状況等を勘案して決定する。また、面積は原則として1売店あたり約20㎡（2間×3間テント）以内とするが、出店状況等を勘案し、実行委員会において調整する。

5 出店料

- (1) 出店料は、1売店あたり10,000円（ただし、市内事業者は、5,000円）とする。実行委員会は、出店者に選定した者に対し、出店料を請求することとし、出店者は、指定された方法で定められた期限内に納付しなければならない。
- (2) 上記(1)に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、出店料を免除する。
 - ①社会福祉施設若しくは社会福祉法人が授産製品を販売する場合。
 - ②実行委員会が特に必要と認めた場合。
- (3) 出店者が出店許可を受けた後、自らの事情で出店を取り消した場合は、実行委員会は出店料を返還しない。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものの範囲とする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国体関連グッズ（国体標章またはいきいき茨城ゆめ国体マスコットを使用した商品で、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会等の使用許可を受けているもの。）
- (3) 郷土物産品・土産品
- (4) 飲食物
 - ①製造加工品
食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ、法令等の規定に基づく適切な表示がなされているもの。
 - ②現地調理品
売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入して、売店においては加熱処理を行う程度とする。
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が必要と認めたもの。

7 経費の負担

売店等の設置、運営、警備及び撤去等に要する一切の経費は、原則として出店者が負担する。

8 出店者基準

売店の出店者は、原則として、次のいずれかに該当する者とし、かつ実行委員会が適当と認めた者とする。

- (1) 桜川市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続している者
- (2) 過去の国体において出店実績がある者
- (3) その他実行委員会が認めた者

9 出店者条件

売店の出店者は、次の条件をいずれも満たした者とする。

- (1) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (2) 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- (3) 保健所に対する手続きが必要な飲食物販売の出店者については、食品衛生関係法令等に規定する営業許可施設の営業許可等の必要な許可を受けること。また、過去1年間食中毒発生等における行政処分歴がないこと。

(4) 出店者の役員等（個人である場合はその者を，法人である場合にはその役員又は代表者をいう。）が桜川市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。また，販売員等として暴力団員等の使用又は雇用していないこと。

1 0 出店申請

出店希望者は，実行委員会が定める期日までに，売店出店申請書（様式第1号）及び出店概要書（様式第2号）に関係書類を添えて，実行委員会に提出するものとする。

1 1 出店者の選定

実行委員会は，前項に規定する出店申請を行った者の中から，この要項に照らし選定を行う。なお，次に該当する者の中から出店希望がある場合は，必要に応じて，その者の出店を優先することができる。

- (1) 第6項に掲げる販売品目を取り扱う地元を代表する組合等の団体並びに社会福祉法人などの社会福祉関係団体等
- (2) その他実行委員会が適当と認めた者

1 2 売店出店許可証の交付

実行委員会は，出店者に選定した者に対して，売店出店許可証（様式第3号）を交付するものとする。

1 4 売店監督員

- (1) 実行委員会は，売店の円滑な運営を図るため，売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は，本要項に基づき，現地を巡回して売店の管理運営について監督し，出店者に必要な指示を伝えるものとする。

1 5 売店責任者

- (1) 出店者は，販売員のなかから売店責任者を定め，売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者は，売店監督員の指示に従い，当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (3) 食品を取り扱う売店責任者は，販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し，販売員の指導に努めなければならない。

1.6 禁止事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が郷土物産・土産品と認めたときは、この限りでない。
- (6) 郷土物産品・土産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (7) 拡声器及び音量器具類を使用すること。
- (8) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときはこの限りでない。
- (9) その他大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

1.7 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で搬出、処理し、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、容器、空きびん、空き缶、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証を車両前面の見やすい位置に掲示すること。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 服装は清潔なものを着用することし、実行委員会が別途交付するIDカード等を着用すること。
- (9) 接客にあつては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がけること。
- (10) 食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11) その他実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

1 8 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

1 9 事故等発生時の対応

売店において、事件、事故等が発生したとき、または不審者若しくは不審物を発見した時は、売店責任者は直ちに関係機関及び実行委員会または売店監督員に連絡するとともに、その指示に従い処理するものとする。

2 0 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償等を請求することができないものとする。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請により売店出店許可証の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

2 1 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。

2 2 損害賠償

出店者は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

2 3 その他

この要項に疑義が生じたときは、関係者と協議して実行委員会が定める。また、この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して、必要な事項は別に定める。